

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 三重県亀山市東御幸町219番地の18
 氏名 株式会社きれい・リサイクルシステム
 代表取締役 世古口 弘子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成27年11月24日
 許可の有効年月日 平成32年10月11日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等 (廃石膏ボード (石綿含有産業廃棄物を除く。)) に限る。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上8種類

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物及び廃石膏ボードを除く。)、鉱さい 以上7種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)) 及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

所在地及び面積、 鈴鹿市上田町字北火之坪192番2 46.67m²

産業廃棄物の種類、 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。): 20m³ (10m³コンテナ×2) 1.5m、

積替えのための保管 紙くず: 10m³ (10m³コンテナ×1) 1.5m、木くず: 10m³ (10m³コンテナ×1) 1.5m、

上限及び積み上げ 繊維くず: 4m³ (4m³コンテナ×1) 0.9m、ゴムくず: 4m³ (4m³コンテナ×1) 0.9m、

ことができる 金属くず: 4m³ (4m³コンテナ×1) 0.9m

高さ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)) 及びガラスくず等 (廃石膏ボード (石綿含有産業廃棄物を除く。)) に限る。): 10m³ (10m³コンテナ×1) 1.5m 以上8種類

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和60年 4月 8日 新規許可

平成 2年 5月24日 変更許可

平成 2年10月12日 変更許可

平成 7年10月12日 更新許可

平成11年10月15日 変更許可

平成12年10月12日 更新許可

平成14年 3月28日 変更許可

平成17年 7月 1日 変更許可

平成17年10月12日 更新許可

平成22年11月29日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無